



境港市公告第36号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和5年6月1日

境港市長 伊達 憲太郎



- 1 業務名 境港市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務
- 2 業務内容 境港市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務仕様書のとおり
- 3 業務期間 契約締結日から令和8年7月31日まで
システム利用、運用保守期間
令和5年8月1日から令和8年7月31日（36か月）
- 4 提案上限額 金3,234,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
令和5年度支払限度額 金1,007,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 5 参加資格要件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 令和3年度以降に国（公社・特殊法人を含む）又は地方公共団体等と種類をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (4) この公告の日以後契約を締結する日までの間において、境港市から指名停止措置を受けていない者であること。
 - (5) 国税及び境港市の市税等の滞納がないこと。
 - (6) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行わない者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- 6 プロポーザル実施要領等の公布
令和5年6月1日（木）から令和5年6月16日（金）正午まで
※応募者は企画提案実施要領等を境港市議会事務局の窓口で直接交付を受けるか、境港市議会

ホームページからダウンロードすること。

7 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は、評価基準、審査に支障をきたすものは受け付けない。

①提出期限 令和5年6月8日(木)正午まで(必着)

②提出場所 境港市議会事務局

③提出方法 電子メールで提出すること(電話・FAX・郵送による質問は受け付けない)

④回答方法 質問に対する回答は、令和5年6月14日(水)に境港市議会ホームページにて公表する。

8 参加申込書等の提出

①提出期限 令和5年6月16日(金)正午まで(必着)

②提出場所 境港市議会事務局

③提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、簡易書留郵便にて送付すること。

④参加資格確認結果通知 令和5年6月20日(火)に郵送で発送するほか、電子メールで通知する。

9 企画提案書の提出

①提出期間 令和5年6月23日(金)正午まで(必着)

②提出場所 境港市議会事務局

③提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は、簡易書留郵便にて送付すること。

10 プレゼンテーション 令和5年6月29日(木)又は6月30日(金)

※境港市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務企画提案実施要領「11 選定方法に関する事項」に記載のとおり審査、決定を行う。

11 審査結果の通知 令和5年7月7日(金)

12 担当部署(問い合わせ及び書類提出先)

〒684-8501

鳥取県境港市上道町3000番地 境港市議会事務局

電話：0859-47-1096 FAX：0859-47-1110

E-mail:gikai@city.sakaiminato.lg.jp